

5 高齢者の多様な住まい方の支援

現状と課題

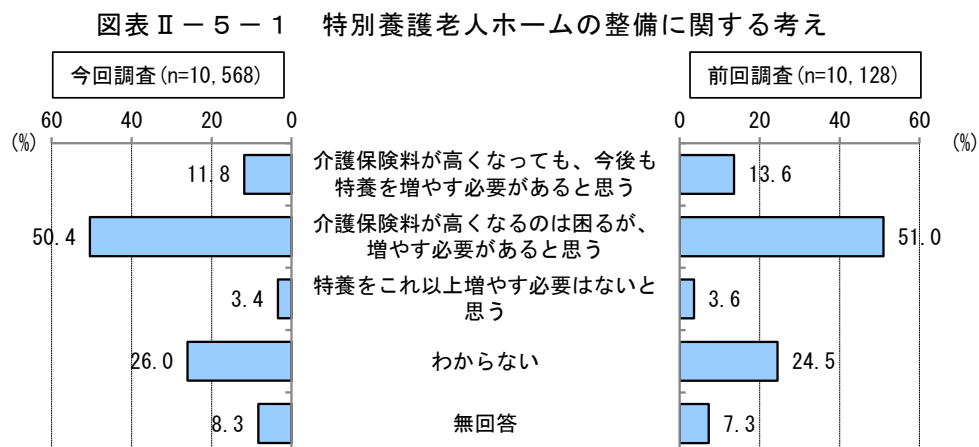
大阪市高齢者実態調査においては、介護や支援が必要になった場合の暮らし方について尋ねたところ、「介護保険サービスの居宅介護サービスを受けながら、現在の住宅に住み続けたい」が 32.0%と最も多く、「ご家族などの介護を受けながら、現在の住宅に住み続けたい」の 22.7%とあわせると、『現在の住宅に住み続けたい』との回答は、54.7%となっていました。これは、3年前の調査と同様に、現在の住宅に住み続けたいと回答された方が最も多い割合となっています。

なお、現在の住宅に住み続けたいという回答に次いで多いのは、「特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設に入所したい」と回答された方となっています。

(P● 「Ⅰ 総論 図表4－1－7」 参照)

特別養護老人ホームの今後の整備について尋ねたところ、「介護保険料が高くなるのは困るが、ある程度増やす必要があると思う」が 50.4%と最も多い回答となっていました。次いで、多い回答であった「介護保険料がある程度高くなっても、今後も増やす必要があると思う」も含めると、特別養護老人ホームの増設の必要性を感じている方の割合は、62.2%となっています。

(図表Ⅱ－5－1 参照)



(出典：「高齢者実態調査（本人調査）」2020（令和2）年3月 大阪市

このような状況から、介護や支援が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要となります。

また、自宅での生活が困難になった場合の「施設」への入所や、将来介護が必要になった場合に必要なサービスが提供されることが約束されている「住まい」への住み替えなど、個々の高齢者の状況やニーズに沿った選択肢を用意するため、多様な住まいを確保することが重要です。

住宅は生活の基盤であり、生涯を通じて安定したゆとりある住生活の確保を図る必要があります。高齢期における身体機能の低下に対応し、自立や介護に配慮した住宅及び高齢者の入居を拒否しない住宅の普及促進を図るとともに、高齢者が安心して生活できる居住環境を実現するため、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）」が 2001（平成 13）年 8 月に施行されました。

同法に基づき、2011（平成 23）年にはバリアフリー構造等を有し、安否確認・生活相談サービスの提供を必須とする「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設されました。

2020（令和 2）年 7 月時点で開設している大阪市におけるサービス付き高齢者向け住宅は 184 件、8,249 戸で、登録業務及び指導監督業務を住宅部局と福祉部局が連携して行っています。

また、国においては、2007（平成 19）年 7 月に、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（通称「住宅セーフティネット法」）を施行し、高齢者や障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進を図ることにより、生活の安定向上と社会福祉の増進を図ることとしており、2017（平成 29）年には、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や賃貸住宅への入居や入居後の生活の安定等に関する情報提供・相談その他の居住支援活動を行う居住支援法人の指定制度等が創設されました。

こうしたなか、大阪市では、建替えを行う市営住宅については、高齢化対応設計を行うとともに、既存の市営住宅についてもバリアフリー化を推進しています。また、高齢者世帯向けの入居者募集を行うなど市営住宅における高齢化への対応を進めています。

今後とも、これらの住宅施策の推進を図るとともに、地域における高齢者の生活支援体制や在宅支援サービス等福祉施策との連携が重要となっています。

近年増加している有料老人ホームについては、高齢者を入居させ、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供その他日常生活上必要な洗濯、掃除等の家事又は健康管理の便宜の提供をする事業を行う施設であり、市長に設置届を提出する事が義務付

けられており、食事提供など有料老人ホームの定義に該当する事業を行っているサービス付き高齢者向け住宅についても有料老人ホームとして取り扱われます。

未届の有料老人ホームに対しては、届け出を行うよう勧奨し、入居者に対して適切なサービスが提供されるよう指導を行っています。

2020（令和2）年8月時点で大阪市に届出がある有料老人ホームは362件、定員は16,262人となっています。

特別養護老人ホームについては、2015（平成27）年度から機能の重点化が図られ、新たに入居される方は原則要介護3以上となりましたが、要介護1又は2の方であっても、単身の方など、やむを得ない事情により在宅での生活が困難な場合は、特例入所が認められています。

特別養護老人ホームの整備については、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となるよう認定者数の伸びを勘案しながら目標整備数を定めて、必要な整備を進めてきました。

また、介護老人保健施設についても、特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備状況や利用ニーズを踏まえて必要な整備を進めてきました。

介護療養型医療施設については、介護老人保健施設への転換期限が2017（平成29）年度末までとなっておりましたが、高齢化の進展により増加が見込まれる慢性期の医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者に対応するため、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能とを兼ね備えた介護保険施設として新たに「介護医療院」が創設されています。

それに伴い、現行の介護療養型医療施設の経過措置期間については、2023（令和5）年度末まで延長されています。

認知症の人に共同生活介護を提供する認知症高齢者グループホームについては、増加する認知症高齢者に対応するため、必要な整備を進めてきました。

特定施設入居者生活介護については、有料老人ホーム等での介護サービスについても介護保険の対象とするもので、高齢者の多様な住まいのニーズに対応するため、必要な整備を進めてきました。

（図表Ⅱ－5－2 参照）

図表Ⅱ－５－２ 特別養護老人ホーム等の整備の推移

	2017(平成 29) 年度(A)	2020(令和2年) 年度(B)	B/A
特別養護老人ホーム	12,272 人	13,903 人	1.13
介護老人保健施設	7,240 人	7,980 人	1.10
認知症高齢者グループホーム	4,041 人	4,429 人	1.10
特定施設入居者生活介護	8,045 人	9,640 人	1.12
高齢者人口	680 千人	688 千人	1.01

※各施設の定員については 4 月 1 日現在

(大阪市福祉局調べ)

今後の取組み

(1) 多様な住まい方の支援

地域包括ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと安全が保持された「住まい」が確保され、その住まいにおいて安定した日常生活を送るための「生活支援・福祉サービス」が提供されることが基本となり、その上に「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・予防」が効果的な役目を果たすものと考えます。

「住まい」は地域包括ケアの基礎となりますが、高齢者は、所得や家族構成、健康状態等様々であり、「住宅」か「施設」かといった従来の考え方による区分だけではなく、これらの多様なニーズに応じた居住形態の確保や住み替えを進めるとともに、様々な支援施策を展開することが必要です。また、多様な居住形態に付随するサービスの確保と質の向上も必要です。

このため、市営住宅における高齢化への対応や民間住宅への入居の円滑化など住宅施策の推進を図るとともに、施設等の整備推進や充実を図り、居住形態・サービスの多様な選択肢の確保に努めます。

また、今後、ひとり暮らし高齢者世帯や夫婦のみの高齢者世帯が高齢者の標準的な世帯類型になると予想される中、高齢者が安心して暮らしていけるよう、様々な施設・居住系サービスとの関係を整理し、総合的に高齢者ひとりひとりのニーズに合ったサービスが提供できるよう検討します。

《多様な居住形態・サービス》	
① 施設等	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホームなど） 等
② 市営住宅	高齢者世帯向けの入居者募集、高齢者ケア付住宅の入居者募集 等
③ 民間住宅	サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム 等

サービス付き高齢者向け住宅については、入居者への適正な生活相談・安否確認等のサービスの提供など登録後も継続してハード・ソフトの登録基準に適合し、適切な管理・運営が行われるよう、事業者等への指導を行います。

さらに、市民が多様な住まい方を選択することができるよう、大阪市立住まい情報センターにおいて、関係団体と連携し、高齢者などに対する住宅相談も含めた住まいに関する様々な情報提供サービスを実施します。

なお、高齢者の住まいに関する情報の提供等が身近な窓口で行なえるように検討します。

（２）居住の安定に向けた支援

建替えを行う市営住宅については、高齢化対応設計を行うとともに、既存の市営住宅についてもバリアフリー化を推進します。また、高齢者世帯向けの入居者募集や、高齢化が進む市営住宅団地において、高齢者の生活支援や子育てサービスの提供など、団地や地域の活性化につながるコミュニティビジネス等の活動拠点として、NPO等の団体に市営住宅の空き住戸を提供するなど、市営住宅における高齢化への対応を進めます。

民間住宅においては、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度に取り組むとともに、住宅セーフティネット法に規定される居住支援協議会である「Osaka あんしん住まい推進協議会」に参画し、大阪府等と連携しながら、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅やその仲介を行う不動産事業者、居住支援を行う団体等の情報提供を行うなど、高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援します。

また、介護保険給付における住宅改修や、介護保険制度を補完する制度として大阪府が独自に実施する高齢者住宅改修給付事業により、高齢期における身体機能の低下に対応した、自立や介護をしやすい生活環境の整備を推進します。

（３）施設・居住系サービスの推進

○ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む。以下同じ。）については、制度改正に伴い、2015（平成27）年4月1日以降、限られた資源の中でより必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られました。このため、新たに入所する方については原則要介護3以上となりましたが、要介護1又は2の方であっても、単身の方など、やむを得ない事情により在宅での生活が困難な場合は、特例入所が認められています。

特別養護老人ホームの入所申込者の中には、その身体状況等から他の施設が適している方や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き住み慣れた地域で生活ができる方がいると考えられます。それぞれのニーズに合ったサービスの提供に努めながら、在宅での生活が困難な方のために必要な施設整備を進めます。

特別養護老人ホームの整備については、社会福祉法人に対して整備補助を行っており、できる限り在宅に近い環境の下で生活できるよう、利用者一人ひとりの個性

と生活のリズムを尊重する観点から、今後も個室・ユニット型で整備を推奨していきます。また、既存施設の個室・ユニット化改修等についても府の基金事業等を活用して支援します。一方で、高齢者のニーズや低所得者の利用料負担への配慮を勘案し、プライバシーに配慮した多床室での整備も可能としています。

また、建設されてから相当の期間が経過し、老朽化が進んでいる施設も多くあるため、施設の改築等に必要な支援を行います。

○ 介護老人保健施設

介護老人保健施設については、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である方に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設としての整備を進めています。

今後は、特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備状況や利用ニーズを踏まえて、必要な整備を進めていきます。

○ 介護療養型医療施設及び介護医療院

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として創設された「介護医療院」については、介護療養型医療施設等からの転換を進めていきます。

現行の介護療養型医療施設については、経過措置期間が2023（令和5）年度末までとされているため、その間に各施設の意向に沿って転換を進めていきます。

○ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症高齢者が引き続き増加することが予想されており、在宅での生活が困難な認知症の人のニーズに対応するため、引き続き必要な整備を進めていきます。

○ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅など）

今後の高齢者人口の増加に伴う多様な住まいニーズに対応するため、本計画においても特定施設入居者生活介護の目標サービスの確保に努めていきます。

また、サービスの質を確保するため、事業者の指導を行います。

○ 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上の理由や経済的理由により居宅において養護を受ける

ことが困難な高齢者のための施設です。大阪市においてはひとり暮らし高齢者や低所得の高齢者が多い状況や、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいることなどから、施設の改築等について必要な支援を行います。

また、2006（平成 18）年度から、養護老人ホームにおいて、入所者の身体機能の低下などで介護を要する高齢者が増加している状況に的確に対応するため、特定施設入居者生活介護の指定を受けることが可能となっており、既に特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設以外にも施設の入所者の状況を勘案しながら、必要に応じ特定施設入居者生活介護の指定に向けた取組みを行います。

○ 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、身寄りがなかったり、家族との同居が困難な低所得の高齢者のセーフティネットとして重要な役割を担っています。こうした状況を踏まえて、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいる施設の改築等の検討を進め、必要な支援を行います。

（４）住まいに対する指導体制の確保

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、適切な管理・運営が行われるよう、老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律等に基づき、定期的な立入調査等の指導に引き続き取り組んでいきます。

また、食事等のサービスを提供するなど、有料老人ホームに該当するにも関わらず、有料老人ホームの届出を行っていない住宅に対する届出の勧奨に引き続き取り組めます。

あわせて、施設運営の向上に資するため、2013（平成 25）年度から実施している年 1 回の施設における自主点検結果の報告確認を継続していきます。

高齢者の住まいは、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅のほか、一般の高齢者用賃貸住宅等も多く存在します。

このような住宅については行政の指導権限がないため、虐待や囲い込み、金銭搾取等の問題が発生しています。

法的位置づけのない高齢者用賃貸住宅等の住まいについては、適切な介護サービスの提供確保の観点から、居住者に介護サービスを提供している訪問介護事業者等に対して、引き続き実地指導を行っていきます。

Ⅲ 具体的施策

第8章 具体的施策

1 地域包括ケアの推進

高齢期になっても、住み慣れた地域で生活続けたいと、多くの人々は望んでいます。

すべての高齢者が、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた環境の中でそれまでと変わらない生活が続けることができるよう、専門機関等が連携する地域ネットワークの形成を行うとともに、地域住民等による見守りの体制づくりに努めます。

（１）在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

そのため、地域の実情に応じた取組み内容の充実を図りつつ、PDCA サイクルに沿った取組みを実施することで事業を推進していく必要があります。

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築をめざすため、関係機関等との連携や多職種協働により以下の事項に取り組んでいきます。

〔 重点的な取組み内容は、P● 「（１）在宅医療・介護連携の推進」 参照 〕

ア 現状分析・課題抽出・施策立案（Plan）

各区において地域の実情に応じた在宅医療と介護の連携を推進していくためには、地域の医療・介護の社会資源等の現状把握、課題抽出および対応策を検討の上、課題解決に向けた取組みを行うことが重要です。

○ 現状分析

各区によって医療と介護の社会資源の状況は大きく異なります。そのため、地域の医療・介護連携における課題を抽出するために、医療・介護資源の実情を把握することが必要です。

各区における医療・介護関係の実情や区の特性を把握し、現状分析する必要があります。その上で把握した情報をマップやリスト等に整理し、地域の医療・介護関係者と情報の共有・活用を図ります。

これらの情報は区の広報紙やホームページ等を活用して、住民に情報提供していきます。

○ 課題抽出・施策立案

地域の関係団体等が参画する在宅医療・介護連携推進会議において、現状分析により抽出された課題をもとに対処策を検討します。より具体的な課題に対する取組みについては部会やワーキンググループ等で検討していきます。

大阪市では、「大阪市在宅医療・介護連携推進会議」において区域を越える連携の課題や区の実施を円滑に進めることができるよう、広域における課題と対応策を検討します。

また、各区の実情に応じたPDCAに沿った取組みができるよう事業の評価指標についても検討していきます。

イ 対応策の実施（Do）

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進を図るためには、地域の医療・介護関係者等の協力を得ながら取組みを進めていく必要があります。

○ 医療・介護関係者に関する相談支援

「在宅医療・介護連携相談支援室」に専任の在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置し、医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行い、多職種間の円滑な相互理解や情報共有が行えるよう関係者間の橋渡し役となって「顔の見える関係」を構築することにより、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を図っていきます。

○ 地域住民への普及啓発

地域住民が住み慣れた地域で自ら希望する医療や介護を受けるにあたって、医療・介護関係者の連携だけでなく、地域住民が在宅医療や介護について理解を深めることが重要であり、在宅での療養が必要になったときに、必要なサービスを適切に選択できるような普及・啓発を進めていきます。

また自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、自分自身で前もって考え、家族や医療・介護関係者等と話し合うことが重要です。大阪市高齢者実態調査（本人調査）によると「人生会議（ACP）」について85.6%の方が「名前も内容も知らない」と答えており、「人生会議（ACP）」の理解の促進についても取り組んでいきます。

区の広報紙・ホームページ等の活用や地域の実情に合わせた区民講演会等様々な取組みを継続して行うことで、効果的に広く普及・啓発していきます。

（第7章「P● 重点的な課題と取組み 参照」）

○ 医療・介護関係者の情報共有の支援

地域住民の在宅療養生活を支えるために、患者・利用者等の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう多職種で情報共有ツールの活用等について検討していきます。

既存の情報共有ツールについては、活用状況を把握した上で、医療・介護関係者等の意見を十分に踏まえ、実情に応じ改善を図ります。また、必要に応じて情報共有ツールの作成も検討します。

○ 医療・介護関係者の研修

医療と介護は多職種間の相互理解や、情報共有が十分にできていないなどの課題があります。多職種の連携を図るための研修会の開催によってお互いの現状、専門性や役割等を知ること、意見が交換できる関係を築くなど、在宅医療・介護連携が促進できるような関係者が相互に信頼できる「顔の見える関係」の構築を進めていきます。

ウ 対応策の評価・改善（Check・Act）

今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で療養などを受けながら暮らしを続けることができる社会を実現していくために、多職種が協働して支援を行うことで在宅医療等を望む高齢者が、いつまでも安心して在宅での生活を継続できるよう、在宅医療・介護連携における、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症への対応、感染症等の非常時の「各場面」において医療と介護の提供がより一体となるよう、多職種連携によるチームケアの体制の構築を進めていきます。

各区における地域実情を踏まえ、今後も柔軟な取組みを推進していくとともに、大阪市においてはこれまで以上に総合事業などの地域支援事業との連携を図りながら取り組んでいきます。

PDCAサイクルに沿って地域実情に応じた柔軟な取組み進めることで、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築することにより、さらなる取組みの充実を図っていきます。

《 実績 》

○在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
課題への対応策が具体化され、実施、評価・改善を行っている区	5区	10区	11区

（２）地域包括支援センターの運営の充実

高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応できる適切な人員体制の確保を図ります。人員体制は、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を検討し、その確保に取り組むなど、高齢者の地域包括ケア推進の中核的役割を担う地域包括支援センターの運営の充実に向けた取組みを進めます。また、包括的支援事業の推進にあたっては、地域包括支援センターが中核となって、関係機関が連携して取り組んでいく必要があるため、地域包括支援センターの機能強化に取り組めます。

〔 重点的な取組み内容は、P● 「（２）地域包括支援センターの運営の充実」 参照 〕

ア 高齢者の総合相談支援

- 地域包括支援センター
- 総合相談窓口（ランチ）

地域包括支援センターでは、高齢者の個々の状態に応じた介護予防ケアマネジメントに基づく効果的な介護予防サービス等を提供することとあわせて、地域で安心して暮らせるよう総合相談支援・権利擁護業務、地域の多職種協働・多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援や地域住民・専門機関等の地域ネットワークの形成を行うとともに、引き続き、障がい者支援センター等、様々な相談支援機関と連携し、切れ目なく円滑に介護サービス等が受けれるように支援を行います。

また、大阪市では概ね中学校区ごとに地域包括支援センター又は総合相談窓口（ランチ）を設置しており、地域包括支援センターと総合相談窓口（ランチ）は連携して総合相談支援・権利擁護業務を行います。

《 実績 》

○ 地域包括支援センター			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
設置数	66か所	66か所	66か所
延べ相談件数	延353,867件	延件	延件
○ 総合相談窓口（ランチ）			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
設置数	68か所	68か所	67か所
延べ相談件数	延77,050件	延件	延件

イ 地域包括支援センターの機能の強化

○ 地域包括支援センター職員等研修事業

大阪市独自の研修として、基礎研修・発展研修・管理者研修という研修体系により、各階層に求められる役割と専門的知識を明確にした効果的な研修を実施します。

《 実績 》

○ 地域包括支援センター職員等研修実施状況				
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	
基礎研修	3回	3回	3回	
発展研修	3回	3回	3回	
管理者研修	2回	2回	2回	
全体研修	2回	5回	4回	

ウ 地域ケア会議の推進

○ 地域ケア会議

個別ケース検討のための地域ケア会議、高齢者等の自立支援等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議、ケース検討から見えてきた課題のまとめのための地域ケア会議等を実施します。

見えてきた課題については、地域包括支援センターから運営協議会に報告することを委託方針とし、地域ネットワークの構築を推進するとともに、課題を取りまとめることで地域の課題把握を行い、区で取り組む課題なのか、市で取り組む課題なのかを明らかにしています。

《 実績 》

○ 地域ケア会議			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
開催回数	1,961回	1,895回	2,355回

(3) 総合的な相談支援体制の整備

自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人や、既存の相談支援の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人を支援するため、地域における見守り活動体制の強化と、分野横断的な相談支援機関の連携の仕組みづくりに取り組み、これらの相乗効果により「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備」をめざします。

ア 地域における見守り施策の推進

孤立死の防止、大規模災害時の避難支援などに対応するため、要援護者名簿を活用した見守りが大阪市全域において実施されるよう取り組みます。また、「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を発見するとともに、医療や介護など適切な支援につなげます。

また、認知症高齢者等の行方不明や事故等を防止する仕組みの充実に取り組みます。

○ 「見守り相談室」を中心とした地域における見守り体制の強化

見守り活動に関する発表の場を設けるなど、地域住民への周知・啓発に取り組み、新たな地域の担い手を育成し、見守り体制の強化に努めます。

○ CSWによる対応の強化

制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、令和元年度より市内全域に展開した「支援調整の場」の機能を活用して対応を進めます。

多岐にわたる支援困難事例に対して適切かつ円滑な対応を行うことが出来るよう、CSW同士で情報共有を行うことにより、さらなるスキルアップに努めます。

○ 認知症高齢者等を見守るための体制の強化

認知症高齢者等が行方不明となった場合に、その人の氏名や身体的特徴等の情報を介護等の事業者や地域住民・企業等の協力者にメールで配信し、早期に発見する仕組みを進めます。

警察捜索の補完的なものとして、「見守りシール」等の配付により、身元不明対策を強化しています。

(認知症高齢者等の行方不明時の体制の構築については、P●「認知症高齢者見守りネットワーク事業」 参照)

イ 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築

重点的な取り組み内容は、
P● 「(4) 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実」 参照

○ 総合的な相談支援体制の充実事業

既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実に向けた取組を行います。

○ 生活困窮者自立支援事業

各区役所内に支援窓口を設置し、経済的な問題をはじめとした多様で複合的な課題を抱える方に対し、相談支援員が対象者の状態に応じた支援プランを作成し、生活困窮者自立支援法に基づくサービスや各種制度、インフォーマルな資源等を活用し、包括的・継続的な相談支援を行うことにより、自立へ向けた支援を行うほか、必要に応じて就労支援、家計改善支援、生活・学習支援等を行います。

- 地域包括支援センター（再掲）
- 総合相談窓口（ランチ）（再掲）

（４）権利擁護施策の推進

認知症により判断能力の低下した方もそうでない方も等しく地域で自分らしく安心して暮らしていくために、高齢者の心身に深い傷を負わせる重大な権利侵害である高齢者虐待の防止に取り組むとともに、成年後見制度の利用を促進します。

〔 重点的な取り組み内容は、P● 「（２）権利擁護施策の推進」 参照 〕

ア 高齢者虐待防止の取り組みの充実

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待防止について周知・啓発に努めるとともに、地域の多様な関係者や機関等によるネットワークを構築し、連携して高齢者虐待の防止とその早期対応等を進めます。また、高齢者虐待の発生要因のひとつである家族の介護負担の軽減となる取り組みを行います。

○ 高齢者虐待に関する相談・支援

養護者による高齢者虐待については、区保健福祉センターと地域包括支援センターを相談・通報窓口とし、通報受理後、速やかに、安全を確認し、その他当該通報の事実の確認のための措置を講じ、また、介護施設従事者等による高齢者虐待については、通報を受けた福祉局は、介護施設の業務又は介護事業の適正運営を確保することにより、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、権限を適切に行使します。

○ 高齢者虐待防止連絡会議

市及び各区において関係機関、関係団体が参画する「高齢者虐待防止連絡会議」を開催し、情報の共有化や関係機関相互の連携の強化を図ります。

○ 高齢者虐待に伴う緊急一時保護

養護者の虐待により生命または身体に重大な危険が生じており、緊急に分離が必要な高齢者を、特別養護老人ホーム等で一時的に保護し、高齢者の身体面の安全と精神面の安定を確保します。

《 実績 》

○ 高齢者虐待に関する相談・支援

（養護者によるもの）

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
相談・通報対応件数	960件	1,053件	1,100件
虐待と判断した件数	353件	383件	415件

（介護施設従事者等によるもの）

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
相談・通報対応件数	156件	174件	115件
虐待と判断した件数	22件	23件	21件

※「虐待と判断した件数」には、前年度に受理し当該年度に虐待と判断したものを含みます。

○ 高齢者虐待防止連絡会議				
		2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
開催回数	大阪市	1回	1回	1回
	区	27回	26回	27回
○ 高齢者虐待に伴う緊急一時保護				
		2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
件数		38件	38件	26件

イ 成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の推進

認知症高齢者等、判断能力が不十分な方の生活を支援する「あんしんさぽーと事業」（日常生活自立支援事業）や、成年後見制度の利用を促進する取り組みを行います。

また、2018（平成30）年度から権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組み、成年後見支援センターを中核機関と位置づけ、地域における連携・対応強化を推進し権利擁護の実現された街づくりを進めています。

○ あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）

認知症などにより判断能力が不十分な高齢者等に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理・財産保管サービスなどを行います。

○ 成年後見制度にかかる市長審判請求

身寄りがいないなど親族等による申立てができない高齢者等のために、市長が家庭裁判所に対して後見等開始のための審判請求を行います。また、後見等報酬の費用負担が困難な方に対して助成を行います。

○ 成年後見支援センター

関係機関との連携により、成年後見制度の広報や制度に関する専門的な相談に対応するとともに、市民後見人の養成及び活動支援を行います。また、地域連携ネットワークにおける中核機関としての機能を担います。

《 実 績 》

○ あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）				
		2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
相談件数		161,190件	148,264件	142,383件
年度末利用件数		3,272件	3,078件	2,901件
うち高齢者		1,959件	1,777件	1,609件
○ 成年後見制度にかかる市長審判請求				
		2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
市長申立件数		224件	235件	250件
うち高齢者		190件	193件	217件
後見等報酬助成件数		281件	282件	251件
うち高齢者		215件	218件	194件

○ 成年後見支援センター

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
相談件数	1,033件	1,213件	1,034件
市民後見人バンク登録者	237人	240人	282人
市民後見人受任件数	185件	207件	241件

ウ 老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置

親族等からの高齢者虐待を受け、高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合又は認知症などにより意思能力が乏しく、かつ、家族など本人を代理する人がいないような場合等のやむを得ない事由により、介護保険サービスを利用することが著しく困難な高齢者に対し、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間、必要に応じて老人福祉法に基づき行政権限による措置を実施します。

《 実績 》

○老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置

2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
94人	80人	100人

2 認知症施策

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっている。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことができるよう、国の「認知症施策推進大綱」に基づき、総合的に認知症施策を推進します。

認知症の人への支援

〔 重点的な取組み内容は、P● 「(1) 認知症の方への支援」 参照 〕

(1) 普及啓発・本人発信支援

認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、地域共生社会をめざす中で、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていきます。

ア 認知症に関する理解促進

○ キャラバン・メイト養成事業

認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトを計画的に養成し、認知症サポーターの養成を促進します。

○ 世界アルツハイマーデー（月間）関連の普及・啓発

認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催し、ホームページや認知症アプリを活用し、認知症予防を含む各種取組やイベント情報等を発信します。

《 実績 》

○ キャラバン・メイト養成事業

		2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
キャラバン・メイト	養成数	227人	228人	203人
認知症サポーター	養成数	22,392人	20,041人	20,543人
(サポーター養成数 年度末累計)		180,104人	200,145人	220,688人

イ 相談先の周知

○ ICT活用による認知症理解のための普及・啓発事業

スマートフォン等で利用できる「認知症アプリ・ナビ」を活用し、認知症の人とその家族、地域の支援機関、認知症サポーターなど多くの人に利用いただくことで、認知症に関する正しい知識と理解とともに、具体的な相談先等が明確に伝わるように普及・啓発を図ります。

○ パンフレット等による認知症に関する相談先についての周知啓発

認知症に関する相談先について、各種広報媒体、ホームページの活用や、市民向けパンフレットを作成するなどにより、広く市民に伝わるように努めます。

ウ 認知症の人本人からの発信支援

○ 認知症の人がいきいきと暮らし続けるための社会活動推進事業

ピアサポーターによる心理面、生活面に関する早期からの支援など、認知症の人本人による相談活動を支援する取組を一層普及します。こうした場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の人本人の視点を認知症施策に反映するよう努めます。

(2) 予防

認知症予防には、認知症の発症遅延や発症リスク低減（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、重症化予防、機能維持、行動・心理症状（BPSD）の予防・対応（三次予防）があります。

地域において高齢者等が身近に通うことのできる「通いの場」等を拡充するなど、認知症予防に資する可能性のある活動の推進を図ります。

ア 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

(※ P● 参照)

イ 予防に関するエビデンスの収集の推進

(※ P● 参照)

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症医療・介護等に携わる者は、認知症の人を個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、できる限り各々の意思や価値観に共感し、できないことなく、できることやできる可能性のあることに目を向けて、本人が有する力を最大限に活かした

がら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう、伴走者として支援していきます。

ア 早期発見・早期対応、医療体制の整備

○ 認知症強化型地域包括支援センター運営事業

認知症高齢者等の急増に対応するため、各区における認知症施策推進の中核となる拠点として、各区1か所の地域包括支援センターを「認知症強化型地域包括支援センター」に位置づけて、認知症施策推進会議の開催等により地域の関係機関の連携を強化することで、地域の認知症の人の早期発見・早期対応の取組みを進めます。

○ 認知症初期集中支援推進事業

医療・福祉・介護の専門職と医師により構成する認知症初期集中支援チームを各区に設置し、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築します。また、認知症地域支援推進員を各区に配置し、医療機関や介護サービス及び地域包括支援センター等の地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

○ 認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員を各区に配置し、医療機関や介護サービス及び地域包括支援センター等の地域の支援機関間の連携づくりや、「認知症ケアパス」の作成・活用の促進、認知症カフェへの支援、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うとともに、若年性認知症や支援困難症例への対応を行います。

○ 認知症疾患医療センター運営事業

保健医療・介護関係機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状・身体合併症への対応、専門医療相談等を実施するとともに、保健医療・介護関係者への研修などを行います。

イ 医療従事者等の認知症対応力向上の促進

○ 認知症地域医療支援事業

早期発見・早期対応のための体制整備として、地域において高齢者の診療等を行う身近なかかりつけ医を対象にかかりつけ医認知症対応力向上研修を実施するほか、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成を行います。

また、歯科医師等による口腔機能の管理や薬剤師による服薬指導等を通じて認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等を適切に行うことを推進するため、歯科医師認知症対応力向上研修及び薬剤師認知症対応力向上研修を実施します。

また、認知症の人の身体合併症等に対応する急性期病院等における認知症対応力の向

上を図るため、病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を実施するとともに、急性期病院等における行動・心理症状（ＢＰＳＤ）への対応力を高めるため、看護職員認知症対応力向上研修を実施します。

認知症に係る医療と介護の連携等に関し、地域ごとの課題に対応した啓発を行うため、認知症の支援に携わる専門職や地域住民等を対象に認知症等高齢者支援地域連携事業を実施します。

ウ 介護従事者の認知症対応力向上の促進

○認知症介護実践者等養成事業

新任の介護職員等向けの認知症介護基礎研修を実施するとともに、良質な介護を担う人材を量・質ともに確保していくため、認知症介護実践者研修⇒認知症介護実践リーダー研修⇒認知症介護指導者養成研修というステップアップの体系による研修を実施します。

《 実績 》

○ 認知症初期集中支援推進事業			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
実施区数	24区	24区	24区
○ 認知症疾患医療センター運営事業			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
地域型	3 か所	3 か所	3 か所
連携型	3 か所	3 か所	3 か所
○ 認知症介護実践者等養成事業			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
認知症介護実践研修			
実践リーダー研修修了者数	30人	54人	※23人
実践者研修修了者数	389人	340人	315人
基礎研修修了者数	284人	217人	197人
地域密着型サービス認知症介護研修			
認知症対応型サービス事業開設者研修修了者数	16人	14人	9人
認知症対応型サービス事業者管理者研修修了者数	95人	114人	88人
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者数	51人	59人	34人
認知症介護指導者養成研修修了者数	3人	5人	1人
フォローアップ研修修了者数	2人	1人	0人
※新型コロナウイルス感染症の影響により年2回開催中1回を令和2年度へ延期			

○ 認知症地域医療支援事業

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
かかりつけ医認知症対応力向上研修 (修了者数)	175人	107人	129人
かかりつけ医認知症対応力向上フ ォローアップ研修(受講者数)	115人	108人	64人
認知症サポート医養成研修(修了者数)	22人	32人	40人
認知症サポート医フォローアップ研修 (受講者数)	74人	287人	108人
歯科医師認知症対応力向上研修(修了者 数)	126人	101人	※1 0人
薬剤師認知症対応力向上研修(修了者 数)	229人	154人	270人
看護職員認知症対応力向上研修(修了者 数)	83人	98人	※2 0人
病院勤務の医療従事者向け認知症対応 力向上研修(受講者数)	460人	722人	732人
認知症等高齢者支援地域連携事業 (実施区数)	24区	24区	24区

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により1部カリキュラムを令和2年度へ延期

エ 医療・介護の手法の普及・開発

早期診断・早期対応を軸として、行動・心理症状（B P S D）や身体合併症等への対応のほか、退院・退所後の居宅生活においても、そのときの容態に応じた適切なサービスが提供される仕組みを構築します。

本人の尊厳が尊重された医療・介護等が提供されることが重要であることから、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を医療・介護従事者への研修において活用します。

認知症の人やその家族が本人の生活パターン、人間関係、医療歴、本人の希望（医療・介護の要望も含む）等の事項をノートに記入し、医療・介護が必要となった際に関係者が確認することで認知症本人の意向に沿った医療・介護の実現を図るとともに、認知症でない高齢者にもノート作成を通じて、認知症になっても自分らしい生活をするための意思形成の重要性を周知することを目的としたわたしのケアノートの普及を図ります。

○ 認知症高齢者支援ネットワークへの専門的支援事業

認知症に関する専門的知識を有する職員を雇用し、弘済院の培ってきた認知症にかかるノウハウを医療・介護の従事者に発信していくことで、認知症ケアに携わる方へのより専門的な支援を広めます。

○ 弘済院附属病院「もの忘れ外来」

(※ P ● 参照)

○ 精神保健福祉相談（医師による）

(※ P● 参照)

○「4 サービスの充実・利用支援」「(3) 介護給付等対象サービスの充実」

(※ P● 参照)

オ 認知症の人の介護者の負担軽減の推進

○認知症緊急ショートステイ事業

認知症の人を介護する家族等の負担を軽減するため、介護者の急病や事故などにより介護することが困難になった場合などにおいて、一時的に認知症の人を介護施設で受け入れます。

○認知症カフェ等運営支援事業

認知症の人やその家族が気軽に立ち寄ることができる「集う場」(認知症カフェ等)の運営に対し、広報活動への協力、講師・専門職等の派遣などの支援を行います。

○家族介護等支援事業

(※ P● 参照)

《 実 績 》

○ 認知症緊急ショートステイ事業			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
利用者数	46人	51人	46人
利用日数	685日	609日	804日
○ 認知症カフェ等運営支援事業			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
講師派遣件数	30件	37件	21件

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を推進します。

ア 「認知症バリアフリー」の推進

○ オレンジサポーター地域活動促進事業

認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族への支援を行う「ち～むオレンジサポーター」の仕組みを構築し、全区の認知症強化型地域包括支援センターにおいて、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに取組みます。

認知症の人にやさしい取組を実施する企業・団体等をオレンジパートナーの登録企業・団体として発信していき、その輪が広がることにより、認知症の人が安心して生活

できるまちづくりをめざします。

○ 認知症高齢者見守りネットワーク事業

民間団体や地域住民などの協力を得て、徘徊により行方不明となった認知症高齢者の早期発見・早期保護のための見守りネットワーク体制の構築を進めます。

○ 認知症高齢者位置情報探索事業

行方不明のため位置情報システムの必要である高齢者に対し、ICT を活用した位置情報専用端末を利用した発信機の貸与を行います。

○ 要援護高齢者緊急一時保護事業

警察等に保護された身元不明の徘徊認知症高齢者を特別養護老人ホーム等で一時的に保護し、要援護高齢者の身体面の安全と精神精神面の安定を確保します。

○ 「(2) 権利擁護施策の推進」

(※ P● 参照)

イ 若年性認知症の人への支援

○ 認知症地域支援推進員の配置（再掲）

各区認知症初期集中支援チームに「地域支援推進員」を配置し、認知症の人に対し状態に応じた適切なサービス提供されるよう、地域において認知症の人を支援する関係機関の連携を図る取組みを行うとともに、大阪府設置の若年性認知症支援コーディネーターと連携し、若年性認知症や支援困難症例への対応を行います。

○ 若年性認知症啓発セミナー

若年性認知症の早期診断・早期対応に向け、企業等の産業医、産業看護師、産業保健師、人事・労務担当者等の産業保健スタッフ対象の啓発セミナーを行います。

ウ 社会参加支援

○ 認知症の人がいきいきと暮らし続けるための社会活動推進事業（再掲）

認知症の人がいきいきと暮らし続けることができるまちづくりの具体的施策として、認知症の人の社会参加・社会活動の機会を広げるなどの取組みを総合的に進めます。

《 実績 》

○ 認知症高齢者見守りネットワーク事業				
		2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
登録者数	(各年度末時点)	1,609人	2,285人	3,025人
協力者数	(各年度末時点)			
(民生委員)	(各年度末時点)	2,825人	2,880人	2,775人
協力者数	(各年度末時点)			
(企業・団体)	(各年度末時点)	1,803件	2,271件	2,493件
○ 要援護高齢者緊急一時保護事業				
		2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
徘徊認知症高齢者		11件	16件	19件
○ 若年性認知症啓発セミナー				
		2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
参加者数		—	179人	133人

(5) 大阪市立弘済院における専門的医療・介護の提供

弘済院では、認知症の専門医療機能と専門介護機能の緊密な連携のもと、前頭側頭型認知症や若年性認知症等の困難症例への対応を行うとともに、大阪市が指定する認知症疾患医療センターとして、早期診断・治療等、認知症専門医療及び合併症医療の提供を行います。さらに、大阪市立大学医学部等との連携により、学術的な研究に取り組むとともに、弘済院第2特別養護老人ホームとともに新しい認知症介護モデルの構築にも努めていきます。さらには、相談機能の強化を図りつつ、各区の認知症等高齢者支援ネットワークなどと連携して地域のかかりつけ医からの紹介患者などを積極的に受け入れ、認知症の早期発見、早期治療に寄与するとともに、診断後支援に重点を置き、専門医療・介護機能を活かして利用者の在宅生活移行のため、家庭、地域への復帰を促進していきます。

今後、認知症施策の必要性が一層高まるなか、弘済院を医療と介護が一体となった新たな拠点として整備し、機能の継承発展を図り、認知症の人やその家族を支援していきます。

○弘済院附属病院「もの忘れ外来」

大阪市が指定する認知症疾患医療センターとして、認知症の専門外来である「もの忘れ外来」を設置し専門診療にあたり、認知症の鑑別診断を行い、地域の医療機関や介護福祉施設等と連携して治療を行います。また、非薬物治療としてのグループ回想法などを実践するとともに、合併症を有する症例については、他の診療科との連携のもとで治療を行います。また、2017(平成29)年度より若年性認知症外来を開始しました。

○弘済院における公開講座の開催等

認知症の専門医療機能及び専門介護機能を一体的に運営している弘済院では、市立大学医学部との連携を行いながら、高齢者医療に関する市民公開講座やセミナーを開催するなど、認知症に関する種々の情報発信を行います。

○研究・研修・情報発信

公立大学法人大阪市立大学医学部等と連携して認知症の原因究明や診断治療法の確立、介護方法の確立に向けた学術的な研究に取り組むとともに、新薬の効果分析や安全性の検証など新薬の治験等の臨床研究にも取り組みます。

医学・看護・福祉系教育機関などの実習生、臨床研修医や看護実習生等の積極的な受け入れや、研修及び講習の実施に努め、人材育成に取り組めます。

《 実 績 》

○ 弘済院附属病院「もの忘れ外来」		2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
初診患者数		774人	704人	638人
○ 弘済院における公開講座の開催等		2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
公開講座	開催回数	3回	2回	3回
	参加者数	245人	170人	597人
ジョイントセミナー	参加者数	309人	155人	126人
○ 研修・研究・情報発信		2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
認知症関係研修講師派遣（派遣回数）		50回	53回	54回
認知症関係講演等（講演回数）		5回	7回	6回

3 介護予防、健康づくり、生きがいづくり

高齢期をすこやかに過ごすためには、高齢者ができる限り健康を保持し、介護が必要な状態とならないよう生活習慣病対策と介護予防を総合的に推進していく取組みが重要であり、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる取組みを推進していきます。

また、身近な地域で介護予防に効果がある体操・運動を実施している通いの場が住民主体で開催されるとともに、元気な高齢者だけではなく要支援者等を含む全ての高齢者が、介護予防に取り組めるような地域づくりを進めていけるように、地域の介護予防を推進するリーダーを育成するとともに、自宅で閉じこもりがちなフレイル状態の高齢者に対して、積極的に働きかける取組みを進めます。

(1) 介護予防

○一般介護予防事業の推進

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進めることが重要です。そのため、高齢者が可能な限り要介護状態となることを予防し、また、要介護状態になってもその状態をできる限り軽減、または悪化を防止することにより、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、介護や支援が必要な状態の方も含めて、すべての高齢者が安全に参加できる住民主体の体操・運動等の通いの場の立ち上げや継続の取組みを引き続き支援するとともに、外出や社会参加を通じた生きがいづくりや介護予防などの取組みを推進します。また、生活機能の低下した高齢者の機能回復訓練等だけではなく、生活不活発やフレイル状態等にある高齢者など、生活機能の低下が見込まれる高齢者に対する生活行為の改善に向けた取組みを推進します。

重点的な取組み内容は、

P● 「(1) 一般介護予防事業の推進 (介護予防・重度化防止の推進)」 参照

○ 「百歳体操」等の住民主体の体操・運動等の通いの場の充実

介護予防に資する住民主体の通いの場の充実を図ることにより、要介護認定に至らない元気な高齢者を増やすため、「いきいき百歳体操」等の体操・運動などを実施する通いの場に対し、必要物品の貸し出し等やリハビリテーション専門職の派遣による助言・指導等を実施します。

○ 介護予防ポイント事業

高齢者が社会参加や地域貢献活動を通じて自身の介護予防を図ることを積極的に支援するため、65 歳以上の高齢者が福祉施設等で介護支援活動を行った場合や、在宅の要支援者等に対する生活支援等の活動提供を行った場合に、活動実績に応じてポイントを交付し、蓄積したポイントを換金できる事業を実施します。

○ 介護予防把握事業

閉じこもり等何らかの支援が必要な高齢者を早期に把握し、速やかに必要な支援につなげるため、65 歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方に対して、区役所や地域包括支援センターで基本チェックリストを実施するとともに、要介護認定の結果「非該当」となった方に要介護状態への移行をできる限り予防するための家庭訪問等を実施します。

○ 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する正しい知識の普及と行動変容に向けた具体的で身近な健康に関する情報について、地域の特色を反映させた啓発パンフレット等を作成・配付するとともに、健康講座や健康相談等を開催し、市民の主体的な介護予防への取組みを支援します。

○ 介護予防教室（なにわ元気塾）事業

介護予防に関する正しい知識の普及と創作活動やレクリエーション等を通じた地域での人と人の交流の機会を確保するため、閉じこもりがちや生活機能の低下が認められる高齢者を含め、すべての高齢者が身近な地域で定期的（月 1 回）に参加できる介護予防に資する通いの場を開催します。

○ 健康づくりひろげる講座

介護予防に関する知識や技術を身につけ、自ら介護予防を実践し、地域の介護予防活動のリーダー的存在として活動に関わる方を養成します。

《 実 績 》

○ 「百歳体操」等の住民主体の体操・運動等の通いの場の充実

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
実施か所数	501 か所	606 か所	708 か所